

男女の賃金の差異
(男性の賃金に対する女性の賃金の割合)

全労働者	98.6%
正規雇用	105.9%
非正規雇用	73.4%

算出方法: $\frac{\text{女性労働者の平均年間賃金}}{\text{男性労働者の平均年間賃金}}$

対象期間: 令和6年事業年度(令和6年1月1日から令和6年12月31日まで)

賃金: 基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職手当、通勤手当等を除く。

正規雇用: 正社員が該当。

非正規雇用: 契約社員、嘱託社員、アルバイトが該当。